

令和7年度学校いじめ防止基本方針

船橋市立船橋特別支援学校

I いじめ防止のための基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第一章第二条）

- ・ いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる。
- ・ いじめは卑怯な行為であり、人間として絶対に許されない。
- ・ 教職員等の不適切な認識や言動が、いじめの発生を許し深刻化を招く。

II いじめの防止等のための対策の基本となる事項

1 基本施策

（1）学校におけるいじめの防止

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や研修等で学び、いじめに関して教職員全体が共通理解を持ち、いじめ防止に学校全体で組織的に取り組む。
- ②思いやりのある心、ルールやマナーを守る心、物事の善し悪しを判断する力等の向上を道徳教育で推進する。
- ③全ての学校生活の中で達成感・自己肯定感・感動する心等を育てる。
- ④保護者や地域住民その他の関係機関との連携を図り、いじめの未然防止のため、状況把握、情報収集に努める。
- ⑤学校行事等を通して、特別支援教育の啓発を図ると共に、本校児童生徒の理解推進に努める。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ①いじめ等を早期発見するために、在籍する児童生徒保護者に対して、学校評価アンケートの中でいじめに関する調査を行う。（年2回）
- ②教育相談等を通じた学級担任、特別支援教育コーディネーター等による児童生徒からの聞き取り調査を行う。（随時）
- ③児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を随時行うことができるよう相談体制を整備し、その周知を図る。
- ④児童生徒の変化に気付けるよう、きめ細やかな対応・状況把握に努める。

（3）いじめ防止等のための教職員の資質の向上

いじめ防止等のための人権研修、綱紀粛正研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

（4）インターネット、携帯電話等を通じて行われるいじめの対策

インターネット、携帯電話、スマートフォン等を通じて行われるいじめ等を防止し、効果的に対処できるように、外部人材等を生かした情報モラルの学習の機会を設ける。

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止等を行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜構成員＞

高根台校舎＝校長、副校長、教頭（小）、学部主事、特別支援教育コーディネーター（小）、生徒指導（小）、学年主任、養護教諭

金堀校舎＝校長、教頭、教務主任、学部主事、学部副主事、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、保健指導主事

（校長が必要と認めた場合は、臨時的に委員を追加招集できるものとする）

＜活動＞

- ・いじめの早期発見に関する情報交換
- ・いじめ事案の対応に関すること

＜開催＞

- ・月1回（金堀校舎＝月初めの運営委員会、高根台校舎＝月初めの運営委員会）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行い組織的に対応する。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また「観衆」や「傍観者」へ対してもいじめを認識しながら放置することのないように指導を行う。

③いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 重大事案が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。



(2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。



(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する



(4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目とし、適正に自校の取組を評価する。

- ・児童生徒は学校へ行くことを楽しみにしている。
- ・学校は悩みや相談に適切に応じてくれる。